

2022年9月吉日

各位

株式会社テクノ菱和  
管理本部 経理部  
TEL：03-5978-2543

適格請求書発行事業者の登録手続きについて（インボイス制度）

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

課税事業者におかれましては、2023年3月31日までに適格請求書発行事業者の登録手続きをお願い致します。

敬具

記

<インボイス制度概要・登録方法>

インボイス制度の概要、および登録方法は、下記の国税庁ホームページ等をご覧ください。

特集 インボイス制度 -国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

<インボイス制度に関する相談>

インボイス制度の内容、および登録方法等の詳細につきましては、インボイスコールセンター、国税局電話相談センター、所轄の税務署等へお問い合わせください。

インボイスコールセンター TEL：0120-205-553

以上